

# 令和6年度 就学援助制度のお知らせ

八王子市教育委員会

市では、経済的に困りの保護者の方に小・中・義務教育学校の学用品、学校給食等の費用を援助します。この援助を希望する方は、下記の内容を御覧のうえ、申請してください。申請の際に御不明な点等ございましたら、学務課までお問合せ下さい。

## 1. 援助の対象となる方

- 生活保護を利用している方 ※生活保護利用中の方も必ず申請してください。
- 学校費用の支払いが経済的に困難な方（所得審査があります）  
※就学援助は年度ごとの申請になります。昨年度認定された方も御希望の場合は必ず申請してください。

## 2. 申請方法

(1) 申請時の提出書類…世帯の状況によって下表の書類を添付してください。

※申請期限までに全ての書類が揃わない場合でも、申請書は期限内に御提出ください。

なお、審査に必要な書類が不足している場合は、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

対象者	必要書類
全員	申請書（裏面を記入）
賃貸住宅にお住まいの方	最新の賃貸契約書のコピー (住所・借主・貸主・賃貸期間・家賃額が記載されているもの) ※借主は申請者もしくは生計を同じくする者に限る ※市営・都営住宅等に居住の方は最新の使用料がわかる書類のコピー
国民年金保険料の減免を受けている方	国民年金保険料の減免を受けていることの分かる証明書（年金事務所で発行される証明）
・市外にお住まいの方 ・令和6年1月2日以降に八王子市に転入の方 ・別居中だが生計を同じくする家族が市外に居住の方	令和6年度 課税（非課税）証明書のコピー ※令和6年1月1日現在にお住まいの区市町村で6月以降に発行可能 ※6月以降に発行を受け次第、提出してください。
主たる所得者が入院や失業をされた方	休職証明書や離職票等のコピー

(2) 申請期限・提出先…年度当初から希望の場合は令和6年4月15日（月）までにお子さまの在学する学校へ提出してください。（紛失や提出忘れ防止のため、必ず保護者の方が学校の事務室に提出してください。） ※申請の際、申請者の本人確認をする場合があります。

※申請書はお子さまが在学している学校ごとに1枚ずつ提出が必要です！

例）同じ小学校に2人・中学校に1人在学している場合⇒小・中学校に1枚ずつ提出

※国都私立小・中学校、八王子市立以外の公立小・中学校の場合は学務課へ提出となります。

※年度途中での申請も受けますが、申請日を基準に認定日が決定します。

例）9月20日に申請書を提出⇒原則9月1日が認定日となり、この日以降の費用が対象となります。

同じ学校内で特別支援学級に在籍する兄弟がいる場合は、**2枚提出が必要です。**  
(特別支援学級：モモ色の用紙)

## 3. 結果通知を申請者宛に送付（7月上旬予定）

審査結果は、以下のとおりです。

要保護	生活保護を利用している方。
準要保護	令和5年中の所得が教育委員会で定める基準額以下の方。その他特に教育委員会が援助を必要と認める方。
否認定	教育委員会で定める基準額を超える方。課税証明等の必要書類の提出がない方。

この時期になっても通知が御自宅に届かない場合は、学務課まで御連絡ください。

## 4. 世帯の所得基準額（所得の限度額）の参考例 【令和5年度の例】 ※令和6年度は変更する場合があります。

家族構成	住宅の形態	持ち家の場合	賃貸住宅の場合		
			家賃3万円	家賃5万円	家賃7万円
親 38歳 子 8歳		2,653,930円	3,013,930円	3,253,930円	3,491,530円
親 38歳 子 13歳		3,355,140円	3,715,140円	3,955,140円	4,192,740円

- 上記はあくまで例であり、世帯員数が同じでも、家族構成や年齢、家賃が異なると基準額は異なります。
- 所得とは、給与所得の場合は給与所得控除後の額を、事業所得の場合は必要経費差引後の額をいいます。
- 基準額の詳細についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

## 5. 援助の内容（市内在住の場合）

	認定結果		内 容
	要保護	準要保護	
新入学学用品費（定額）	—	○	通学用服・靴・鞆の購入費
1年生の学用品費等（定額）	—	○	学用品の購入費・校外活動費（日帰り）
2年生以上の学用品費等（定額）	—	○	学用品・通学用品の購入費・校外活動費（日帰り）
オンライン通信費（定額）	—	○	オンライン学習にかかる通信費（世帯ごとに支給）
通学費（実費）	—	○	通学区域内の指定校へ通学している方で、通学距離が小学生4km・中学生6km以上の公共交通機関利用額
校外宿泊費（実費）	○	○	移動教室（6年生を除く）の参加費
修学旅行費（実費）	○	○	移動教室（6年生）・修学旅行の参加費
体育実技用品費（実費※上限あり）	—	○	体育の授業で使用する柔道着等の購入等（中学生のみ）
学校給食費（実費）	—	○	小・中・義務教育学校の給食費
医療費	○	○	学校病（う歯・中耳炎・結膜炎等）の治療費 学校生活管理指導表の発行費※上限あり
新入学準備金（定額）	—	○	中学校・義務教育学校（後期課程）に進学する際の通学用服・靴・鞆の購入費（6年生）
学童保育所保育料	※	※	※別途申請すると、申請月から免除されます。 問い合わせ先：放課後児童支援課 TEL：042-620-7246

「○」の項目：就学援助費としてお支払いします。「—」の項目：福祉事務所から支給されます。

- 詳しい支給時期・金額等の詳細については、対象となる方に別途お知らせします。

～八王子市立小・中・義務教育学校の給食費について～

審査結果が届くまでは、給食費は学校の指定どおりお支払いください。要保護及び準要保護に認定後は、引落としが停止となり、既にお支払いいただいた金額を学校からお返しします。

## 6. その他

- 認定期間中に、学校へ納付する教材費等に未納があった場合は、就学援助費を未納分に充当することがあります。
- 認定期間中に、世帯の状況や転居・転校等、申請内容に変更があったときは、再申請が必要となる場合がありますので、下記までお問合せください。
- 就学援助制度については、八王子市のホームページでも御案内しています。  
八王子市ホームページ：トップ>生活場面から探す>子育て>手当・助成など>就学援助制度

【お問い合わせ】

八王子市教育委員会 学校教育部学務課 TEL：042-620-7339 FAX：042-627-8813